

(設備運営条件：おうち保育室にじ)

項目	基準	申請内容	確認資料	判定	根拠法令等
定員	3人以下又は5人以下	5人	申請書	○	条例第23条
連携施設	連携施設を適正に確保すること。	連携施設確保あり。	実施計画書	○	条例第6条 附則第4条
非常災害	非常災害に必要な設備を設ける。非常災害対応計画を策定する。毎月1回避難訓練を行う。	月1回以上避難訓練を行う。事故発生防止マニュアル作成。	実施計画書	○	条例第7条
衛生管理	設備・食器及び飲料水の衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じている。	国のガイドラインに基づき、感染症予防を行う。	実施計画書	○	条例第14条
食事	食事の提供は、事業所内で調理する方法によらなければならない。	自園調理を行う。	実施計画書	○	条例第15条
	献立は、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	栄養士の配置	職員体制一覧	○	条例第15条
	食品の種類及び調理方法は入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮している。	子どもの発達に応じ、離乳を進めながら、幼児食への移行を図る。	保育計画	○	条例第15条
	調理はあらかじめ作成された献立にしたがって行う。	栄養士の配置	職員体制一覧	○	条例第15条
健康診断	特に食事を調理する者の健康診断を、綿密な注意を払って行う。	国のガイドラインを遵守する。	実施計画書	○	条例第17条
	利用乳幼児の定期健康診断を、利用開始時、少なくとも年2回行う。	健康診断は年2回行う。	実施計画書	○	条例第17条
内部の規定	事業の運営についての重要事項に関する規定を定めている。	重要事項説明書を作成している。	重要事項説明書	○	条例第18条

項目	基準	申請内容	確認資料	判定	根拠法令等
秘密保持	職員(退職後も)は業務上知り得た情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じている。	秘密保持に係る取扱いを定めている。	実施計画書	○	条例第 20 条
苦情対応	苦情に迅速に対応するため、必要な措置を講じている。	苦情対応のための取組みを定めている。	実施計画書	○	条例第 21 条
設備の基準	乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。	居間をフェンスで区画している。	平面図	○	条例第 22 条
	専用の部屋の面積は、乳幼児一人当たり 3.3㎡以上であること。	3.3㎡以上である。	実施計画書	○	条例第 22 条
	採光、照明及び換気設備を有すること。	照明器具、換気設備、開口部分を有する。	実施計画書	○	条例第 22 条
	衛生的な調理設備及び便所を設けること。	調理設備及び便所を設けている。	実施計画書	○	条例第 22 条
	屋外における遊戯に適した庭(代替施設を含む。)があること。また、満2歳以上の幼児一人につき庭の面積は 3.3㎡以上であること。	近隣公園(トキノキ公園)を代替施設とする。	実施計画書	○	条例第 22 条
	火災報知器及び消火器を設置している。	設置している。	実施計画書	○	条例第 22 条
職員	家庭的保育者、嘱託医、調理員を配置している。(業務委託、搬入する場合を除く)	必要な職員配置を行っている。	実施計画書	○	条例第 23 条
	家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であること。	家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士である。	職員体制一覧・資格証等	○	条例第 23 条
	家庭的保育者は、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者であること。	専念できる者である。	実施計画書	○	条例第 23 条

	家庭的保育者1人が保育できる乳幼児は3人以下であり、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下である。	必要な職員配置を行っている。	実施計画書	○	条例第23条
	家庭的保育補助者は、保育士又は市長が行う研修を修了したものである。	家庭的保育補助者は保育士である。	職員体制一覧	○	条例第23条
保育時間	1日8時間を原則として、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して設定している。	保育時間 8:30～16:30	保育計画	○	条例第24条
保育の内容	「保育所保育指針」に準じ、家庭的保育事業の特性に留意した保育を提供する。	保育所保育指針に基づく保育計画となっている。	保育計画	○	条例第25条
保護者との連絡	保護者と密接な連絡をとる。保育内容に理解・協力を得るように努める。	子どもの状況を把握できるよう、保護者と連携する。	保育計画	○	条例第26条

条例 木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例